

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年六月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年六月四日

埼玉県本庄県土整備事務所長 飯塚 雅彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上里鬼石線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
で 原町字北稻塚一八六五番一地先ま	児玉郡上里町大字神保原町一二六 七番一地先から同郡同町大字神保	区 間
一七・二〇〇 三二・八九	一七・二〇〇 二六・五〇	敷地の幅員 (メートル)
五五八・八六		延長 (メートル)
		備 考